

令和7年6月11日

保管した簡易違反広告物に関する公示

屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 7 条第 4 項の規定に基づき、除却した広告物又は掲出物件を保管していますので、同法第 8 条第 2 項の規定によりその保管物件を下記のとおり公示します。

返還の申し出をする場合は、本人を確認できる書面、当該屋外広告物の所有者等であることを証する書面及び印鑑をご持参のうえ、「所沢市役所低層棟 2 階道路維持課」に来庁し、返還を受けてください。

公示の日から 2 日を経過してもなお返還の申し出がない場合は、屋外広告物法第 8 条第 3 項又は第 4 項の規定により売却又は廃棄することがあります。また、公示の日から 6 箇月を経過してもなお返還の申し出がないときは、当該屋外広告物の所有権は、所沢市に帰属します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

保管の場所		所沢市大字上安松1167番地(所沢陸橋下倉庫)				
整理 番号	名称又は 種類	数量	放置されていた場所	除却した日時	保管を始めた日時	摘要
070527	はり札	24	向陽町2181番地他	令和7年5月27日 10:40~13:52	令和7年5月27日	
	立看板	10	向陽町2181番地他	令和7年5月27日 10:40~13:52	令和7年5月27日	
070528	はり札	32	上安松493番地他	令和7年5月28日 9:07~13:17	令和7年5月28日	
	立看板	12	上安松493番地他	令和7年5月28日 9:07~13:17	令和7年5月28日	
070529	はり札	15	北秋津139番地他	令和7年5月29日 9:10~13:32	令和7年5月29日	
	立看板	2	北秋津139番地他	令和7年5月29日 9:10~13:32	令和7年5月29日	

公 示 送 達 書

所沢市告示第 3 0 6 号

令和 7 年 6 月 1 1 日

下記の書類は、収税課（所沢市役所低層棟 2 階）に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは書類の送達があつたものとみなします。

地方税法第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類	送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	住所（所在地）及び氏名（名称）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、所沢都市計画緑地を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに所沢市長に意見書を提出することができる。

令和7年6月11日

所沢市長 小野塚 勝 俊

- 1 都市計画の種類及び名称
所沢都市計画緑地
- 2 都市計画を定める土地の区域
所沢市大字上安松字谷戸地内の一部
- 3 縦覧期間
令和7年6月11日（水）から令和7年6月25日（水）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜及び日曜を除く）
- 4 縦覧場所
所沢市役所 高層棟5階 市街地整備課
- 5 意見書の提出期間
令和7年6月11日（水）から令和7年6月25日（水）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜及び日曜を除く）
- 6 意見書のあて先
所沢市長 小野塚 勝俊
- 7 意見書の提出場所
所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所 街づくり計画部 市街地整備課
- 8 問い合わせ
市街地整備課（電話：04-2998-9208）

所沢市上下水道告示 第32号

所沢市指定給水装置工事事業者について、所沢市指定給水装置工事事業者規程(以下「規程」という。)第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年6月11日

所沢市上下水道事業管理者 鈴木 哲也

1 所沢市指定給水装置工事事業者の指定の更新を受けた者（規程第9条第2号該当）

指定番号	事業者名	所在地	有効期限	備 考
第 497 号	有限会社優駿設備	埼玉県和光市白子三丁目 26番64号	令和12年8月17日	
第 498 号	株式会社早水設備	埼玉県さいたま市南区文蔵 一丁目2番5号	令和12年9月8日	
第 499 号	I・T住設株式会社	埼玉県和光市本町26番19号	令和12年9月22日	

2 新たに所沢市指定給水装置工事事業者の指定を受けた者（規程第9条第1号該当）

指定番号	事業者名	所在地	有効期限	備 考
第 612 号	株式会社みず処	埼玉県和光市南一丁目 20番39号	令和12年5月22日	
第 613 号	株式会社くらしメンテ	埼玉県新座市中野一丁目10-24	令和12年5月29日	

2 所沢市指定給水装置工事事業者の変更を届け出た者（規程第9条第3号該当）

指定番号	事業者名	所在地	変更内容	変更前
第 287 号	有限会社齋藤水道工業	東京都東大和市湖畔二丁目 1074番地118	所在地	東京都東大和市湖畔 一丁目1042番地14

所沢市上下水道告示 第33号

所沢市下水道排水設備指定工事店について、所沢市下水道排水設備指定工事店規程(以下「規程」という。)第18条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年6月11日

所沢市上下水道事業管理者 鈴木 哲也

1 新たに所沢市下水道排水設備指定工事店の指定を受けた者（規程第18条第1項第1号該当）

指定番号	工事店名	所在地	有効期限	備 考
第 360 号	株式会社エーピーエス 埼玉支店	埼玉県八潮市大字木曾根 813番地5	令和12年5月7日	
第 361 号	株式会社みず処	埼玉県和光市南一丁目 20番39号	令和12年5月22日	

2 所沢市下水道排水設備指定工事店の指定の更新を受けなかった者（規程第18条第1項第2号該当）

指定番号	工事店名	所在地	有効期限	備 考
第 217 号	有限会社矢内住設	埼玉県吉見町大字長谷 1114番地23	令和7年5月31日	有効期限切れ
第 218 号	株式会社三栄工業	埼玉県富士見市羽沢三丁目 25番2号	令和7年5月31日	有効期限切れ
第 304 号	アクアテオス株式会社	埼玉県川越市南台二丁目 5番地42 高野店舗2階	令和7年5月31日	有効期限切れ